

# 平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活支援  
 施策番号: 09 - 01

## 1 施策の基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	01 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。
担当当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数		H26	30 校	61	20	30	36	30	**	0%
子どもの育ち支援ワーカーが対応した相談件数		H24	164 件	-	127	202	258	248	**	-
要保護児童対策地域協議会の相談件数		H24	1,260 件	-	1,556	1,827	2,397	2,506	**	-
要保護児童に関する個別ケース検討件数		H26	258 件	332	244	258	264	286	**	37.8%

## 3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	支援を要する子どもの早期発見と対応 生活保護、自立支援
------	--------------------------------

### 重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	28.3%	31.6%	35.6%	3.7%	0.8%
	第12位 / 20施策		5点満点中	3.83点(平均3.89点)	
27年度			5点満点中	3.90点(平均3.98点)	
26年度			5点満点中	3.95点(平均3.99点)	

### 満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	4.1%	8.3%	63.1%	19.9%	4.6%
	第18位 / 20施策		5点満点中	2.87点(平均2.99点)	
27年度			5点満点中	2.87点(平均2.95点)	
26年度			5点満点中	2.87点(平均2.95点)	

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

## 4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

## 5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

## 6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

## 7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいること	支援を要する子どもの早期発見と早期対応 総合戦略
【スクールソーシャルワークによる支援】 (目的) いじめ、不登校、非行など、就学後の要支援の子どもの早期発見し、適切な支援を行うため、学校現場に福祉の視点を導入し、学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の社会資源とのネットワークの構築などを図る。 (成果) 福祉事務所に6名の子どもの育ち支援ワーカーを配置。28年度はワーカーに一時欠員が生じたことなどにより、相談対応件数自体は前年より若干減少した。中学校は全校に達するなど、事業開始からの7年間でほぼすべての学校に活用が広がった 活動実績:小学校17校、中学校13校(配置校5校、派遣校25校)。(目標指標 ) H22~H28活動実績:小学校37校(41校中・90.2%)、中学校17校(17校中・100%)(目標指標 ) 相談件数:小学校119件、中学校129件(目標指標 ) 相談種別:不登校64件、養護相談48件、虐待相談42件、発達障害35件、その他59件 平成28年度は、チーフ制を導入したことにより、支援対応に、複数のワーカーが携わるなど、ワーカーのスキルアップとともに、きめ細かな支援体制の構築に繋がった。 困難な事例に対しても、福祉的な視点や手法を取り入れて教員とともに取り組み、改善が見られたケースもある。 学校の管理職向け研修を実施するとともに、教育委員会と協働し長期欠席・不登校調査の学校訪問にワーカーも同行し制度理解を深めた。 マネジメントする側の健康福祉局・教育委員会やスーパーバイザー4人とワーカーが、毎月の連絡会議や随時の個別スーパーバイズにおいて、活動状況に対しての意見交換や指導助言、振り返りをする場を設ける等、ワーカーが活動しやすい環境づくりに努めた。 (課題) 家庭環境等様々な要因が複雑に絡んでいる事例が多く、ワーカーには高いスキルが常に求められる。一方、国の配置拡充政策によりワーカーの雇用先が増加しており、即戦力となる人材の雇用は困難になってきている。 学校現場におけるワーカーの活動方法、制度理解の浸透については、校内支援システムとして継続した取り組みとすることが重要であり、教員の異動等もあることから、継続して教員を対象とした研修を実施していく必要がある。 【要保護児童等の対応】 (目的) 児童虐待防止等に関する関係機関との連携を図り、虐待の発見や早期予防など要保護児童対策の促進を図る。 (成果) 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の緊密な連携・協力をし、適切な支援に努めた。 代表者会1回(32機関が参加) 地区別実務者会24回(うち全件見直し会議6回)(目標指標 ) 個別ケース検討会286回(目標指標 ) 課題となっていた継続ケースの見直し会議を全地区で実施し、関係機関からの情報を集約・整理して虐待種別・程度の見直し等を行うことで、支援の再評価を行い、より適切な支援が行えた。 (課題) 改正児童福祉法により、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置が義務づけられたため、福祉職の配置が必要である。 相談件数の増加、居所不明児童の全国調査など、現業活動が増加している。嘱託員・正規のバランスのとれた人員・業務体制に見直し、適切な査察指導体制の構築が課題となっている。 相談件数の増加により、地区別実務者会での1件あたりの議論が深まりにくくなっている。また、個別ケース検討会の増加により会議調整にかかる時間が増大している。	

## 平成29年度の取組

【スクールソーシャルワークによる支援】  
引き続き、教育委員会の協働のもと、ワーカーが活動しやすい環境づくりに努める。またワーカーとチーフとの連携により多くの成功事例を見出すことで、事例をより広く共有し、ワーカー自身のスキルアップにも繋げていく。  
引き続き、学校現場におけるワーカーの活動方法、制度理解の浸透については、学校の教員を対象とした研修を実施していく。

【要保護児童等の対応】  
子どもの育ちにかかる支援センター(育ち館)(以下「センター」)設置を見据えた福祉職任用や確保・養成に努める。  
福祉事務所2所化、センター機能の設置に向けた体制整備に努める。  
会議開催方法を工夫しながら、引き続き要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との緊密な連携・協力のもと適切な支援に努める。

## 新規・拡充の提案につながる項目

【要保護児童等の対応】  
改正児童福祉法により、要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置が義務づけられている。福祉事務所の2所化、センター機能の設置に向け、児童福祉の専門職の確保・育成、現業活動に対応できる職員の配置、適切な査察指導体制を構築する。

## 改革・改善の提案につながる項目

枠配分予算の捻出にあたっては、生活支援施策全体で見直しを検討していく。

## 8 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
・スクールソーシャルワーカーについては、派遣校型と配置校型それぞれの特性、これまでの実績や課題を踏まえた効果検証を行う中で、限られた人員体制においても、質の高い支援につながるよう取り組んでいく。	
・要保護児童等の対応については、南北保健福祉センターのほか、検討を進めている子どもの育ちに係る支援センターも含めて、効果的で効率的な機能の整理、人員配置をはじめとする体制の整備などについて検討していく。	
・全国的に中核市への設置が議論されている児童相談所については、本市が子どもの育ちに係る支援センター機能の構築に取り組んでいることを踏まえ、児童虐待防止などに、より効果的に対応していく観点から、県・市の役割を整理していく必要がある。 (児童福祉法の改正により、市町村における「子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務と規定されたところである。)	
総合評価	
重点化	転換調整 現行継続

平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活支援  
 施策番号: 09 - 02

1 施策の基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	02 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率	
					H25	H26	H27	H28	H29		
自立相談支援窓口相談した市民の割合		H26	未実施	%	0.02	**	**	0.015	0.015	**	-
生活困窮者自立相談支援事業の就労・増収率		H26	未実施	%	40	**	**	49.3	56.0	**	-
地域生活支援制度の利用が必要と思われる対象者のうち、実際に利用している人の割合		H24	83.3	%	100	83.3	87.1	87.9	96.9	**	81.4%
DV相談件数		H24	460	件	-	398	526	472	490	**	-

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	支援を要する子どもの早期発見と対応 生活保護、自立支援
------	--------------------------------

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	28.3%	31.6%	35.6%	3.7%	0.8%
27年度	第12位 / 20施策	5点満点中	3.83点(平均3.89点)		
26年度	第12位 / 20施策	5点満点中	3.90点(平均3.98点)		

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	4.1%	8.3%	63.1%	19.9%	4.6%
27年度	第18位 / 20施策	5点満点中	2.87点(平均2.99点)		
26年度	第15位 / 20施策	5点満点中	2.87点(平均2.95点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	新規 生活困窮者自立相談支援事業
2	
3	
4	
5	

7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)		総合戦略
行政が取り組んでいること	幅広い支援に向けた連携	-
【生活困窮者自立支援制度における連携体制の構築】 (目的) 生活困窮者からの幅広い相談に応じ、様々な課題に対応した支援計画を策定したうえで、就労支援等の実施のほか、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立の促進を図る。 (成果) 関係機関との連携強化により、生活困窮者の早期把握や、細やかな支援による複合的な課題の解決へとつながった。 連絡調整等会議開催状況:支援調整会議(52回)、推進協議会(2回)、庁内連携会議(1回) 新規相談者数(人口10万人当り月平均):平成27年度の15人から平成28年度の15人と横ばい(目標指標 ) 継続的な支援対象者数:平成27年度末時点の134人から平成28年度末時点は213人と大きく増加(目標指標 ) 継続相談件数(年間延べ件数):平成27年度の2,880件から平成28年度は4,098件と大きく増加(目標指標 ) 支援終了者数:平成27年度の108人から平成28年度は161人と増加(うち就労定着によるものは51人から73人と増加) (課題) 継続的な支援対象者数の増加に伴い、きめ細かな相談支援や関係機関等から情報提供を受けた市民へのアウトリーチに支障が生じており、相談支援体制及び支援メニューの充実、見守り・居場所など地域の社会資源の不足が課題となっている。  【DV被害者支援】 (目的) 配偶者暴力相談支援センターの機能を整備し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。 (成果) 市民からのDV相談は警察がよく認知されているため、自立支援の対応に必要なDV被害者については、警察から配偶者暴力相談支援センターにつないでもらうなど、警察と役割分担をしながら被害者支援に努めた。相談件数490件(目標指標 ) 弁護士による法的支援に加えて、福祉的視点からの面接・援助技術について助言指導を受けるため、臨床心理士によるスーパーバイズ体制を整備し、相談員の資質向上だけでなく、相談員の精神面でのサポートにも努めた。 (課題) 配偶者暴力相談支援センターの認知度を高めるため、さらに広報啓発に努める必要がある。また、DVは児童虐待(心理的虐待)にあたるとの視点をもって、DV被害者への相談対応のスキル向上、支援強化にも努める必要がある。  【中国残留邦人等に対する支援】 (目的) 中国残留邦人等に対して、経済支援や、日本語教育・通訳派遣等の生活支援を行い、その生活の自立と安定を図る。 (成果) 生活支援については、対象者のニーズに応じて必要と思われる制度の利用動向などを進めた結果、平成28年度は要介護・身体障害などにより参加困難な者2名を除くと、制度の利用者は31名(対象者32名中)になった。(目標指標 ) (課題) こうした支援を行う上で、専門的な知識を有し、対象者の信頼が厚い支援・相談員の存在が不可欠であるが、その雇上経費について平成28年に国の支援・相談員の配置基準等が見直され、本市も大幅な見直しを求められている。		
行政が取り組んでいること	生活困窮者自立支援制度における就労支援	-
【しごと・くらしサポートセンター尼崎による就労支援】 (目的) 相談者の状況に応じて、意欲喚起からマッチングまでの段階的な就労支援を行う。 (成果) 相談者で就労・増収につながった割合は平成27年度の49.3%から、平成28年度は56.0%と増加した。特に、相談者の個別課題に理解を示す事業所を開拓することで、当窓口からの無料職業紹介によるマッチング件数は平成27年度の15件から平成28年度は35件へと大きく増加した。(目標指標 ) (課題) 就労に向けた支援だけでなく、社会的孤立からの脱却に向けた社会参加の支援を充実させていくことが必要である。		

平成29年度の取組
【保健福祉センターの設置に伴う総合相談支援体制の構築】 平成30年1月設置予定の南北の保健福祉センターにおいて、関係課や関係機関との連携手法や事務の流れ等について整備し、総合相談窓口として包括的・総合的な相談支援の機能がより発揮できるよう努める。  【生活困窮者自立支援制度における連携体制の構築】 【しごと・くらしサポートセンター尼崎による就労支援】 地域、専門機関、行政の重層的なネットワークを強化し、社会資源の開発とともに、引き続き、生活困窮者の早期把握・支援を行う。 一般的な就職活動では就職困難な相談者も就労できるよう、求人開拓及びマッチングを行う。その他、相談者の状況に応じた地域での社会参加を推進する。  【DV被害者支援】 DV相談の中でも、精神的・経済的DVが増えてきており、本人もDV被害に気づかないことが多い。平成29年策定の尼崎市配偶者等からの暴力対策基本計画の方向性を踏まえて、DV被害者と接する機会が多いと思われる関係機関との連携を深め、各機関でのDVの理解、配偶者暴力相談支援センターの一層の周知啓発に努める。  【中国残留邦人等に対する支援】 対象者のニーズや扶養義務者の状況、介護サービスなど社会資源の関わり等もふまえた上で、個々の状況に応じて適切な支援や制度利用に努める。 支援・相談員の雇上費の問題については、国に強く要望した結果、平成29年度は認められており、今後も必要な財源を確保できるように努める。
新規・拡充の提案につながる項目
【生活困窮者自立支援制度における連携体制の構築】 継続的な支援対象者数の増加に伴い、自立の促進を図るためのきめ細やかな支援が可能な体制を確保するよう取り組む。 生活困窮者の自立支援に向け、より一層支援内容の充実を図るため、今後の相談者のニーズの変化や制度の見直しをふまえて、未実施の任意事業(家計相談支援事業等)について検討する。
改革・改善の提案につながる項目
【生活困窮者自立支援制度における連携体制の構築】 研修等による支援員の質の向上や支援員の役割分担に基づく、効果的な相談支援体制の構築を図る。 重層的なネットワークを強化するなかで、地域福祉を推進する多様な主体が支援の一翼を担うことができるよう取り組む。

8 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針		
・生活困窮者自立支援制度における連携体制の構築や就労支援については、南北保健福祉センター設置に合わせて強化した体制の下、行政だけでなく、地域や関係機関も含めた重層的なネットワーク強化により、一層効果的で効率的な支援となるよう取り組んでいく。  ・しごと・くらしサポートセンター尼崎については、これまでの成果の検証や相談者の状況の分析を踏まえ、支援の充実、強化につなげていく必要がある。		
総合評価		
重点化	転換調整	現行継続

平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活支援  
 施策番号: 09 - 03

1 施策の基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	03 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。
担当当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
		H24	H25	H26		H27	H28	H29			
不正受給による費用徴収決定の適用率		H24	1.60	%	1.60	1.69	1.72	1.88	1.52	**	100%
生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数		H26	517	人	620	547	517	562	628	**	100%
生活保護受給者就労支援事業における就労開始件数		H26	220	件	310	215	220	245	287	**	74.4%
生活保護受給世帯の子どもの高校進学率		H24	90.4	%	97.5	90.7	89.6	93.8	96.9	**	91.5%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	支援を要する子どもの早期発見と対応 生活保護、自立支援
------	--------------------------------

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	28.3%	31.6%	35.6%	3.7%	0.8%
第12位 / 20施策	5点満点中 3.83点(平均3.89点)				
27年度	第12位 / 20施策 5点満点中 3.90点(平均3.98点)				
26年度	第11位 / 20施策 5点満点中 3.95点(平均3.99点)				

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	4.1%	8.3%	63.1%	19.9%	4.6%
第18位 / 20施策	5点満点中 2.87点(平均2.99点)				
27年度	第15位 / 20施策 5点満点中 2.87点(平均2.95点)				
26年度	第15位 / 20施策 5点満点中 2.87点(平均2.95点)				

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	新規 生活困窮者等就労準備支援事業
2	拡充 生活困窮者学習支援事業
3	
4	
5	

7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	生活保護の適正運営と自立支援	総合戦略
<p>【適正運営】                      (目的) 無年金又は年金収入の少ない高齢者を中心に生活保護世帯は増加傾向にあり、近年、大幅な法改正等が続き事務量も増加している。ケースワーカーの訪問活動の充実を図り、適正な制度適用を行う。                      ・市民の信頼を損なう不正受給には組織的かつ厳正に対応し、不正受給の未然防止の取組を行う。</p> <p>(成果)                      生活保護世帯数 13,899世帯、生活保護受給者数 18,332人、保護率 4.07%(平成29年4月現在)                      訪問活動件数 平成27年度 37,388件、平成28年度 43,624件                      費用徴収決定件数 平成25年度 304件、平成26年度 315件、平成27年度 347件、平成28年度 279件(目標指標)</p> <p>(課題)                      ケースワーカーの定数増と人材育成、事務の効率化等組織としての活性化の取組により、基本となる訪問活動は増加しているものの引き続き職員配置の整備の他、適正な制度適用や効率的な業務を行うための生活保護システムの整備等、計画的な実施体制の整備が課題となっている。                      不正受給の適用率については取組を進めた結果、平成28年度は減となっているが、引き続き、不正受給の未然防止に向けての取組を進めるとともに、周知等により低減を図る必要がある。</p> <p>【自立支援】                      (目的) 求職活動への支援や一般就労にむけた求職活動を行うには課題がある方への就労準備支援事業による支援など、一人ひとりに寄り添った丁寧な就労支援事業を実施し、就労や経済的自立にむけての支援を行う</p> <p>(成果)                      就労開始率(目標指標に占める目標指標の割合) 平成26年度 42.6%、平成27年度 43.6%、平成28年度 45.7%                      長期離職や意欲の減退等、求職活動に課題がある者へは、自尊心の回復等のためのセミナーや職業体験等による就労準備支援事業を活用した。                      就労準備支援事業 被保護者の登録者102人(うち求職活動への移行者43人、移行者のうち何らかの就労に至った者23人)                      就労が可能で早期の経済的自立が望まれる世帯への短期かつ集中的な早期就労支援                      件数 平成28年度 23件(うち就労開始 9件、就労による自立廃止 2世帯)                      平成27年度 48件(うち就労開始15件、就労による自立廃止13世帯)</p> <p>「ワークサポートあまがさき」に加え、「しごと・くらしサポートセンター尼崎(生活困窮者自立支援担当)」の職業紹介機能の活用により、課題を抱える方も就労の機会を得ることができた。(就労開始件数7件)</p> <p>(課題)                      働く能力は一定あるが、就労への課題(身体状況、年齢等)を抱えている方も多いため、マッチングを適切に行い、より一層の関係機関と連携をすすめていく必要がある。また、就労が可能で早期の経済的自立が望まれる新規保護受給世帯が減少しており、早期に積極的な支援を行う世帯の範囲を拡充していく必要がある。</p> <p>【世代間連鎖の防止】                      (目的) 生活保護世帯や生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生の児童に対して、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた補助学習の支援を行うとともに、社会性や他者との関係を育むことを目的とした体験学習などの学習支援を実施し、高等学校等の進学に繋げ、学歴や能力が原因で生活保護を受給するという「貧困の連鎖」を防止する。</p> <p>(成果)                      生活保護世帯の子どもの進学率と市内の高等学校等の進学率の差を縮めた。                      平成25年度 7.3ポイント、平成26年度 7.6ポイント、平成27年度 4.6ポイント、平成28年度 1.4ポイント(目標指標)                      生活保護世帯の中学3年生の進路調査を行い、活用について働きかけを行い、活用が繋がった。                      学習支援事業を利用した子どもへ中学卒業後も教室へ参加を働きかけ、支援員との面談や小中学生と接することで、就学への意欲喚起を行い高等学校進学後の中退防止の取組を行った。(平成28年度参加者 8人)</p> <p>(課題)                      受け入れ児童に関して、より適切な対応を進めるため教育との連携を進める。また、事業規模についても、対象児童のいる世帯に対し定員は1割にも満たないことから、進学を控えた中学3年生だけでなく、中学3年生以外も含めた需要の把握に努め、検証を進めていく必要がある。</p>		

8 施策評価結果(二次評価)

平成29年度の取組	
【適正運営】	訪問活動を中心に組織として活性化の取組を進め、生活保護受給者への自立支援に努め適正な制度運用に取り組む。また、保健福祉センターの2所化以降を見据え、保護世帯数の増加や事務量の増に対し、人材育成を行いながら計画的に職員配置の充実を図るとともに、効率的に業務を行うための生活保護システムの整備について、他都市調査や費用対効果の検証を行い、予算化に向け取り組んでいく。
【自立支援】	引き続き課税調査等の取組を徹底するとともに、被保護者に対する不正受給の未然防止に向けた適切な申告等の周知や不正受給に対する取組の公表等を進めていく。
【世代間連鎖の防止】	引き続き参加が必要と考えられる世帯への働きかけを行うとともに、適切な対応を進めるため教育委員会との意見交換等による連携を行っていく。また、高等学校進学後の中退防止についても、効果的な取組について検証を行い取り組んでいく。
新規・拡充の提案につながる項目	
【適正運営】	事務量の増加しているケースワーカー業務の効率化を図ること、時間のロスを削減し、進行管理やデータ抽出等を効率的に行えるようシステムの更新時期である平成31年度を見据え、生活保護システムの見直し、更新を行う。また、生活保護システムの見直し、更新について専断的に検討できる体制整備を行う。
【世代間連鎖の防止】	学習支援事業は、居場所としての役割、補助学習の場としての役割があり、3ヶ所に拡充したことで中学3年生への活用促進が進んでいるが、子どもの居場所の確保の観点から中学3年生以外の待機状況や、具体的な実施場所、事業者の運営能力等も含めて事業規模の拡充について検討していく。
改革・改善の提案につながる項目	
【適正運営】	生保システムの見直し実施後は、ケースワークにおける事務処理の効率化による効果を訪問活動の充実にあて、さらに適正な制度適用を促進させていく。

評価と取組方針	
・生活保護世帯等の自立支援や学習支援については、支援の対象や事業内容が類似の、NPOをはじめとする民間団体も活動している。こうしたことから、これらとの連携のあり方を整理するとともに、対象者や利用者のニーズ分析を踏まえ、より効果的な支援となるよう取り組んでいく必要がある。	
・生活保護制度の適正な制度運営を行うための実施体制については、平成26年度から平成29年度まで増員を行ってきた経緯を踏まえ、南北保健福祉センター設置後において、執行体制の状況を検証する。	
・生活保護システムの更新については、事務処理の効率化によって得られる効果や本市の財政状況を踏まえ、検討していく。	
総合評価	
重点化	転換調整
現行継続	